

佐賀県職員の退職手当に関する条例及び佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月十八日

佐賀県知事　古川康

◎佐賀県条例第四十九号

佐賀県職員の退職手当に関する条例及び佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 佐賀県職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年佐賀県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第一章 総則（第一条－第二条の三）
- 第二章 一般の退職手当（第二条の四－第八条）
- 第三章 特別の退職手当（第九条・第十条）
- 第四章 退職手当の支給制限等（第十一条－第十八条）
- 第五章 雜則（第十九条・第二十条）

附則

第一章 総則

第二条の三を第二条の四とし、第二条の二を第二条の三とし、同条の次に次の章名を付する。

第二章 一般の退職手当

第二条の次に次の二条を加える。

(遺族の範囲及び順位)

第二条の二　この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- 一　配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事實上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- 二　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- 三　前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
- 四　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

- 2　この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者たちにあつては、当該各

号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

職員を故意に死亡させた者

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの条例の規定による退職

を故意に死亡させた者

第三条第二項中「退職した者」の下に「（第十一）条第一項各号に掲げる者を含む。」を加え、「前項の規定により」を「同項の規定により」に改める。

第五条の二第二項中「第七条の四第四項、第八条第三項又は第十三条の規定による該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第八条第一項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該」を「第七条第七項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十二条第一項若しくは第十四条第一項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第九条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする处分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に改め、同項第十一号中「第七条の四第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第十二号中「第七条の四第二項」を「第八条第二項」に改め、同項第十三号中「第七条の四第三項第一号」を「第八条第三項第一号」に改め、同項第十四号中「第七条の四第三項第二号」を「第八条第三項第二号」に改め、同項第十五号中「第七条の四第三項第三号」を「第八条第三項第三号」に改め、同項第十六号中「第七条の四第三項第四号」を「第八条第三項第四号」に改め、同項第十七号中「第七条の四第三項第五号」を「第八条第三項第五号」に改め、同項第十八号中「第七条の四第三項第六号」を

「第八条第三項第六号」に改める。

第六条の四第四項第一号中「退職した者でその勤続期間が」を「退職した者のうち自己都合退職者（第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が五年以上」に改め、「（次号に掲げる者を除く。）」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

第六条の四第四項に次の三号を加える。

三 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

四 自己都合退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

五 自己都合退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零

第六条の五第一項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

第七条第三項中「第八条第一項各号」を「第十二条第一項各号」に、「引続いて」を「引き続いて」に改め、同条第五項第一号中「第十四条第一項又は第二項」を「第十九条第二項又は第三項」に改める。

第八条を削る。

第七条の四の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算」に改め、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、同条を第八条とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章 特別の退職手当

第十条第一項第一号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）」を「一般の退職手当等」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第四章 退職手当の支給制限等

第十一条から第十三条までを次のように改める。

（定義）

第十一条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 懲戒免職等処分 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

二 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この章において同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が当該職員の退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関をいう。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第十二条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響その他の別に知事が定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を佐賀県公報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

（退職手当の支払の差止め）

第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- 一 職員が刑事事件に關し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- 二 退職をした者に對しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていな場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされたとき。
 - 2 退職をした者に對しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に對し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
 - 一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に對し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信賴を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - 二 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に當たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなるものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に對しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に對し、当該一般の

退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

- 4 前三項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第二百六十号）第十四条第一項又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者基礎在職期間中の行為に係る刑事案件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事案件につき無罪の判決が確定した場合

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事案件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事案件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合

- 6 第三項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第二項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前二項の規定は、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分

を取り消すことを妨げるものではない。

- 8 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第十条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

- 9 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた権利を承継した者が第三項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。）において、当該退職をした者が既に第十条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

- 10 前条第二項及び第三項の規定は、支払差止処分について準用する。

第十五条を第二十条とする。

- 第十四条の見出しを「（職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給）」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。
職員が退職した場合（第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第十四条に次の二項を加え、同条を第十九条とする。

- 5 職員が第八条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合においては、別に知事が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

- 6 地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第十三条の二及び第十三条の三を削り、第十三条の次に次の五条及び章名を加える。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十二条第一項に規定する別に知事が定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第十二条第一項に規定する別に知事が定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第一項第三号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならぬ

い。

- 4 佐賀県行政手続条例（平成七年佐賀県条例第二十八号）第三章第二節
（第二十七条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第十二条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に關し第一項又は第二項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。
- （退職をした者の退職手当の返納）
- 第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する別に知事が定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項、第六項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
- 一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- 三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等处分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第十条第一項、第五項又は第七項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けること

ができる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができる。

3 第一項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第一項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 佐賀県行政手続条例第三章第二節(第二十七条を除く。)の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第十二条第二項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。
(遺族の退職手当の返納)

第十六条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合は、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第一項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から一年以内に限り、第十二条第一項に規定する別に知事が定める事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第十二条第二項並びに前条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 佐賀県行政手続条例第三章第二節(第二十七条を除く。)の規定は、前項において準用する前条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第十七条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第五項まで

に規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に對し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する佐賀県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第五項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定するごとなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎とな

る職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基盤在職期間中の行為に係る刑事事件に起訴された場合において、当該刑事事件に係る禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に對し、当該退職をした者が当該刑事事件に係る禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に對し、当該退職をした者が当該行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第十二条第一項に規定する別に知事が定める事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産のうち第一項から前項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が二人以上あるときは、各相続人が納

付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第十二条第二項並びに第十五条第二項及び第四項の規定は、第一項から第五項までの規定による処分について準用する。

8 佐賀県行政手続条例第三章第二節（第二十七条を除く。）の規定は、前項において準用する第十五条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

（人事委員会の意見の聴取）

第十八条 退職手当管理機関は、第十四条第一項第三号若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、人事委員会の意見を聴かなければならない。

2 人事委員会は、第十四条第二項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えるなければならない。

3 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求める事、適当と認める者にその知つている事実の陳述又は鑑定を求める事その他必要な調査をすることができる。

4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

5 前三項の規定の実施に関し必要な手続は、人事委員会規則で定める。

第五章 雜則

附則第十三項中「第十四条」を「第十九条第二項」に改める。

附則第十六項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

附則第二十項中「第十四条」を「第十九条第二項又は佐賀県職員の退職手当に関する条例及び佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成二十一年佐賀県条例第四十九号。附則第二十三項において「条例第四十九号」という。）の規定による改正前の第十四条第一項」に改める。

附則第二十一項中「附則第十八項」を「附則第十九項」に改める。

附則第二十二項中「第十二条」を「第二条の二第一項から第三項まで」に改める。

附則第二十三項中「第十四条」を「第十九条第二項若しくは条例第四十九号の規定による改正前の第十四条第一項」に改める。

附則第三十項中「退職した者を」を「退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を」に改める。

（佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部改正）

第二条 佐賀県知事等の退職手当に関する条例（昭和五十六年佐賀県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

（退職手当の支給制限等）

第八条 知事等の退職手当の支給制限等については、一般職の退職手当条例第四章（第十一條、第十三条第八項及び第九項、第十四条第一項第二号並びに第十五条第一項第二号及び第二項（第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定を準用する。この場合において、「退職手当管理機関」とあるのは「任命権者（知事が退職した場合におけるその者に対する退職手当については、知事とする。）」と、「懲戒免職等処分」とあるのは「懲戒免職等処分（法令の規定による懲戒免職处分その他の知事等としての身分を当該知事等の非違を理由として失わせる処分をいう。）」と読み替えるものとする。

第十条中「第十一條及び第十二条」を「第二条の二」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この条例による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の佐賀県知事等の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 4 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年佐賀県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

- 5 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年佐賀県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「並びに第七条の四」を「、第八条並びに第十九条第五項及び第六項」に改める。

附則第六項中「第三条第一項（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」に改める。

附則第八項及び第十四項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

- 6 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年佐賀県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第二条の三」を「第二条の四」に改め、同条第二項中「第七条の四第一項」を「第八条第一項」に改める。

- 7 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年佐賀県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成二十二年四月一日」を「平成二十二年一月一日」に改める。

第一条（佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後

改 正 前

目次

- 第一章 総則（第一条～第二条の三）
- 第二章 一般の退職手当（第二条の四～第八条）
- 第三章 特別の退職手当（第九条・第十条）
- 第四章 退職手当の支給制限等（第十一条～第十八条）
- 第五章 雜則（第十九条・第二十条）
- 附則

第一章 総則

（遺族の範囲及び順位）

- 第二条の二 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡當時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

- 2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者たちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にして、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手

改 正 後	改 正 前
当を等分して当該各遺族に支給する。	
4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。	
一 職員を故意に死亡させた者	
二 職員の死亡前に、当該職員の死亡についてこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者	
第二条の三 略	第二条の二 略
第二章 一般の退職手当	第二条の三 略
第二条の四 略	第二条の二 略
(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)	(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)
第三条 略	第三条 略
2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第二項並びに第五条第一項及び第二項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、前項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第二項並びに第五条第一項及び第二項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者にに対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、前項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)	(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)
一～三 略	一～三 略

第五条の二 略	改正後	第五条の二 略	改正前
<p>2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第七条第五項に規定する職員として退職したことにより退職手当に規定する特定一般地方独立行政法人等若しくは同項第四号以外の地方公務員等若しくは同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合における退職手当に係る退職の日以前の期間及び第七条第七項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十二条第一項若しくは第十四条第一項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第九条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする处分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合は、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。</p> <p>一〇十 略</p>		<p>2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第七条の四第四項、第八条第三項又は第十三条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第八条第一項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。</p>	
<p>十一 第八条第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間</p>		<p>十一 第七条の四第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間</p>	
<p>十二 第八条第二項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員と</p>		<p>十二 第七条の四第二項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員と</p>	

改正後	改正前
しての引き続いた在職期間	員としての引き続いた在職期間
<p>十三 第八条第三項第一号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間</p>	<p>十三 第七条の四第三項第一号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間</p>
<p>十四 第八条第三項第二号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間</p>	<p>十四 第七条の四第三項第二号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間</p>
<p>十五 第八条第三項第三号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間</p>	<p>十五 第七条の四第三項第三号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間</p>
<p>十六 第八条第三項第四号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間</p>	<p>十六 第七条の四第三項第四号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間</p>
<p>十七 第八条第三項第五号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間</p>	<p>十七 第七条の四第三項第五号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間</p>
<p>十八 第八条第三項第六号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間</p>	<p>十八 第七条の四第三項第六号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間</p>
<p>十九 略</p>	<p>十九 略</p>

	改 正 後	改 正 前
	(退職手当の調整額)	(退職手当の調整額)
第六条の四 略		
2・3 略		
4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。		
一 退職した者のうち自己都合退職者（第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が五年以上二十四年以下のもの 第一項第一号から第六号まで又は第六号まで又は第八号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第七号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の区分にあつては当該各号に定める額、同項第七号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額		
二 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額		
三 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零		
四 自己都合退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一号の規定により計算した額の二分の一に相当する額		
五 自己都合退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零		
5 略		
(一般の退職手当の額に係る特例)		
第六条の五 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する		
第六条の五 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する		
(一般の退職手当の額に係る特例)		

改 正 後	改 正 前
<p>る退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の四、第五条、第五条の二及び前条の規定にかかるらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。</p> <p>一～三 略</p>	<p>る退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の三、第五条、第五条の二及び前条の規定にかかるらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。</p> <p>一～三 略</p>
<p>（勤続期間の計算）</p> <p>第七条 略</p>	<p>（勤続期間の計算）</p> <p>第七条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 職員が退職した場合（第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続いで在職したものとみなす。</p>	<p>3 職員が退職した場合（第八条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引続いて在職したものとみなす。</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>5 第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が、引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間について、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。</p> <p>ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎とな</p>	<p>る退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たない場合は、第二条の三、第五条、第五条の二及び前条の規定にかかるらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。</p> <p>ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎とな</p>

改正後

つた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日ににおけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た額（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

一 職員が、第十九条第二項又は第三項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

二〇七 略
6~9 略

（一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算）

第八条 略
2・3 略

改正前

つた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日ににおけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た額（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

一 職員が、第十四条第一項又は第二項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

二〇七 略
6~9 略

（一般地方独立行政法人等から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例）

第七条の四 略
2・3 略

4 職員が第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合又は第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き

改正後	改正前
4 5 略	統いて特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合においては、別に知事が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
6 7 略	5 地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
(退職手当の支給制限)	第八条 一般的退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。
一 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者	二 地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者
三 地方公務員法第三十七条第二項の規定に該当し退職させられた者又はこれに準ずる者	2 一般的退職手当のうち、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。
一 第三条第一項及び第五条の二の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が九年以下のもの	二 その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で別に知事が定めるもの

改 正 後

3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、その退職については、退職手当を支給しない。

第三章 特別の退職手当

(失業者の退職手当)

第十条 勤続期間十二月以上（特定退職者）
 （雇用保険法（昭和四十九年法律第百六十六号）第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして別に知事が定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、六月以上）で退職した職員（第五項又は第七項の規定に該当する者を除く。）であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項の適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他別に知事が定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、別に知事が定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。第三項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定す

改 正 前

3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(失業者の退職手当)

第十条 勤続期間十二月以上（特定退職者）
 （雇用保険法（昭和四十九年法律第百六十六号）第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして別に知事が定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、六月以上）で退職した職員（第五項又は第七項の規定に該当する者を除く。）であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項の適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他別に知事が定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、別に知事が定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。第三項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定す

改 正 後

改 正 前

る基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

2
17 略

第四章 退職手当の支給制限等

(定義)

第十一条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 懲戒免職等処分 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。
- 二 退職手当管理機関 地方公務員法その他法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この章において同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が当該職員の退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職

る基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）の額

2
17 略

(遺族の範囲及び順位)

第十一条 第二条第一項に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- 一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡につた者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
 - 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父

改 正 後	改 正 前
<p>員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関をいう。</p>	<p>母については、養父母を先にし実父母を後にして、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。</p>
<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p>	<p>3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によつて等分して支給する。</p>
<p>（遺族からの排除）</p>	<p>第一項の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。</p> <p>一 職員を故意に死亡させた者</p> <p>二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつて退職手当の支給を受けることができる先順位者又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者</p>

- 第十二条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響その他の別に知事が定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行ふことができる。
- 一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者
 - 二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者
- 2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受るべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を佐賀県公報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この

改 正 後	改 正 前
	<p>場合においては、その掲載した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該处分を受けるべき者に到達したものとみなす。</p>
（退職手当の支払の差止め）	（起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い）
<p>第十三条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>一 職員が刑事案件に申し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事案件に申し起訴をされたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止められる処分を行うことができる。</p> <p>一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事案件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき</p>	<p>第十三条 職員が刑事案件に申し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項及び次条第五項において同じ。）をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の規定により退職手当の支給を受ける者が、既に第十条の規定による退職手当の支給を受けている場合においては、同項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額から既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、同項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額が既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、同項ただし書の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>3 前二項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていないう場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事案件に申し起訴をされたときについて準用する。</p>

改正後

改正前

その者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものを行う。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下の項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前三項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止め」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条第一項又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止め後の事情の変化を理由に、当該支払差止めを行つた退職手当管理機関に対

改正後	改正前
<p>し、その取消しを申し立てることができ る。</p> <p>5 第一項又は第二項の規定による支払差止 処分を行つた退職手当管理機関は、次の各 号のいずれかに該当するに至つた場合に は、速やかに当該支払差止処分を取り消さ なければならない。ただし、第三号に該當 する場合において、当該支払差止処分を受 けた者がその者の基礎在職期間中の行為 に係る刑事事件に現に逮捕されてい るときその他これを取り消すことが支払 差止処分の目的に明らかに反すると認め るときは、この限りでない。</p> <p>一 当該支払差止処分を受けた者につい て、当該支払差止処分の理由となつた起 訴又は行為に係る刑事事件につき、判決 が確定した場合（禁錮以上の刑に処せら れた場合及び無罪の判決が確定した場 合を除く。）又は公訴を提起しない処分 があつた場合であつて、次条第一項の規 定による処分を受けることなく、当該判 決が確定した日又は当該公訴を提起し ない処分があつた日から六月を経過し た場合</p> <p>三 当該支払差止処分を受けた者につい て、その者の基礎在職期間中の行為に係 る刑事事件に申し起訴をされることな く、かつ、次条第一項の規定による処分 を受けることなく、当該支払差止処分を 受けた日から一年を経過した場合</p> <p>6 第三項の規定による支払差止処分を行つ た退職手当管理機関は、当該支払差止処分 を受けた者が次条第二項の規定による処</p>	

	改 正 後	改 正 前
7	<p>分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。</p>	
8	<p>前二項の規定は、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。</p>	
9	<p>第一項又は第二項の規定による支払差止め処分を受けた者に対する第十条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。</p>	
10	<p>第一項又は第二項の規定による支払差止め処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第三項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。）において、当該退職をした者が既に第十条の規定による退職手当の額の支払を受けていたときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。</p>	<p>前条第二項及び第三項の規定は、支払差止め処分について準用する。</p>

	改正後	改正前
	(退職手当の支給の一時差止め)	
	第十三条の二 任命権者は、退職した者に対する一時差止めの適用を決定する場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関する事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般的の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。	
	2 前項に規定する一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。	
	3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないとときは、通知をすべき内容を県公報に登載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その登載した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。	
	4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第二百六十号）第十四条又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。	
	5 任命権者は、一時差止処分について、次	

改正後	改正前
<p>の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第二号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されないときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りでない。</p> <p>一一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合</p> <p>二一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して一年を経過した場合</p> <p>6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。</p> <p>7 一時差止処分を受けた者に対する第十条の規定の適用については、当該一時差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。</p> <p>8 前条第二項の規定は、一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分が取り消されたことにより一般の退職手当等の支給を受ける場合について準用する。</p> <p>9 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなけれ</p>	

	改 正 後	改 正 前
	ばならない。	
10	任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、知事に通知しなければならない。一時差止処分を取り消した場合も、同様とする。	任命権者は、一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、任命権者は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第十条第一項、第五項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けていた場合（受け取ることができた場合を含む。）は、この限りでない。
11	前各項に定めるもののほか、第二項の書面及び第九項の説明書の様式その他一時差止処分に関し必要な事項は、別に知事が定める。	一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項、第六項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができた者であつた場合（一般的の退職手当等の額からこれらの規定により算出される金額を控除して得た額）二、前号に掲げる場合以外の場合 一般的の退職手当等の額の全額
2	前項の規定により一般の退職手当等の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。	前二項に定めるもののほか、第一項の規定による退職手当の返納に関し必要な事項は、別に知事が定める。
3		

	改 正 後		改 正 前
	の退職手当の支給制限)		
第十四条	退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十二条第一項に規定する別に知事が定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との權衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができ	退職をした者に対する免職処分の支給制限	退職をした者に対する免職処分の支給制限
一	当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。	当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に係る公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。	当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に係る公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
二	当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に係る公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。	当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。	当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その
2			

	改 正 後	改 正 前
3 遺族) が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。) に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第十二条第一項に規定する別に知事が定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする处分を行うことができる。		
4 佐賀県行政手続条例（平成七年佐賀県条例第二十八号）第三章第二節（第二十七条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。		
5 第十二条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による处分について準用する。		
6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に關し第一項又は第二項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。		
（退職をした者の退職手当の返納）		
第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する別に知事が定める事情の		

改 正 後	改 正 前
<p>ほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項、第六項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これら規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>一　当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>二　当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為にし再任用職員に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>三　当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2　前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第十条第一項、第五項又は第七項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受け取ることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。</p> <p>3　第一項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から</p>	

改 正 後	改 正 前
五年以内に限り、行うことができる。	
4 退職手当管理機関は、第一項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。	
5 佐賀県行政手続条例第三章第二節（第二十七条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。	
6 第十二条第二項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。	
（遺族の退職手当の返納）	
第十六条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第一項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から一年以内に限り、第十二条第一項に規定する別に知事が定める事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能な者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。	
2 第十二条第二項並びに前条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。	
3 佐賀県行政手続条例第三章第二節（第二十七条を除く。）の規定は、前項において準用する前条第四項の規定による意見の聴取について準用する。	

改 正 後

改 正 前

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第十七条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する佐賀県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受け

改 正 後	改 正 前
<p>た場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者（当該退職の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者が当該退職に係る一般的の退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等处分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の額（当該退職をした者が失業手当受給可能な者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。）</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に申し起訴された場合（第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事案件につき判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職手当の受給者が当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）</p>	

改 正 後

改 正 前

の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基盤在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関する禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関する禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能な者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から

六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能な者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

	改 正 後	改 正 前
6	<p>前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第十二条第一項に規定する別に知事が定める事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第一項から前項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が二人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。</p>	
7	<p>第十二条第二項並びに第十五条第二項及び第四項の規定は、第一項から第五項までの規定による処分について準用する。</p>	
8	<p>佐賀県行政手続条例第三章第二節（第二十七条を除く。）の規定は、前項において準用する第十五条第四項の規定による意見の聴取について準用する。</p>	
	<p>（人事委員会の意見の聴取）</p>	
	<p>第十八条 退職手当管理機関は、第十四条第一項第三号若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、人事委員会の意見を聴かなければならない。</p>	
2	<p>人事委員会は、第十四条第二項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。</p>	

改 正 後

改 正 前

3 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知つてゐる事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

5 前三項の規定の実施に関し必要な手続は、人事委員会規則で定める。

第五章 雜則

(職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)

第十九条 職員が退職した場合(第十二条第

一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はそ

の翌日に再び職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が、引き続いて職員以外の地方公務員等又は佐賀県知事等の退職手當に関する条例(昭和五十六年佐賀県条例第三号)

第一条に規定する知事等となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が職員以外の地方公務員等又は同条に規定する知事等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

3・4 略

5 職員が第八条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合又は同条

(職員以外の地方公務員等又は知事等となつた者の取扱い)

第十四条

職員が、引き続いて職員以外の地方公務員等又は佐賀県知事等の退職手当に関する条例(昭和五十六年佐賀県条例第三号)

第一条に規定する知事等となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が職員以外の地方公務員等又は同条に規定する知事等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

2・3 略

	改 正 後		改 正 前
第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合においては、別に知事が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。			
6 地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。			
第二十条 略	第十五条规定		
13 前項の場合において、先に職員として在職した者であつて昭和二十八年七月三十日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて国又は他の地方公共団体の職員となつたものについては、第十九条第二項の規定により退職手当を支給されないで国又は他の地方公共団体の職員となつたものとみなして同項の規定を適用する。	附 則	13 前項の場合において、先に職員として在職した者であつて昭和二十八年七月三十日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて国又は他の地方公共団体の職員となつたものについては、第十四条の規定により退職手当を支給されないで国又は他の地方公共団体の職員となつたものとみなして同項の規定を適用する。	附 則
14・15 略	第十五条规定	14・15 略	
16 昭和二十八年七月三十一日に現に在職する職員、同日に現に国又は他の地方公共団体の職員として在職し、同日後に引き続いて職員となつた者又は附則第十四項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は国又は他の地方公共団体の職員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は国又は他の地方公共団体の職員となつたことがあるものが退職	附 則	16 昭和二十八年七月三十一日に現に在職する職員、同日に現に国又は他の地方公共団体の職員として在職し、同日後に引き続いて職員となつた者又は附則第十四項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は国又は他の地方公共団体の職員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は国又は他の地方公共団体の職員となつたことがあるものが退職	

	改 正 後	改 正 前
17 19 略	<p>した場合におけるその者に対する一般的の退職手当の額は、第二条の四から第五条の三まで、第六条から第六条の五まで、条例第二十九号による改正前の第七条の四第二項及び附則第十八項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合（附則第十八項に規定する職員又は他の地方公共団体の職員として在職した後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けてした退職をした者については、当該割合とその者に係る附則第十八項において例による附則第十六項第二号に掲げる割合とを合計した割合）を控除した割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 その者が第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで、佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年佐賀県条例第六十二号）附則第六項並びに条例第二十九号附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合</p>	<p>した場合におけるその者に対する一般的の退職手当の額は、第二条の三から第五条の三まで、第六条から第六条の五まで、条例第二十九号による改正前の第七条の四第二項及び附則第十八項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合（附則第十八項に規定する職員又は他の地方公共団体の職員として在職した後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けてした退職をした者については、当該割合とその者に係る附則第十八項において例による附則第十六項第二号に掲げる割合とを合計した割合）を控除した割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 その者が第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで、佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年佐賀県条例第六十二号）附則第六項並びに条例第二十九号附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合</p>
17 19 略	<p>20 未復員者の勤続期間の計算については、なお、従前の例による。ただし、本邦に帰還後引き続いて職員となつた未復員者（第十九条第二項又は佐賀県職員の退職手当に関する条例及び佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成二十一年佐賀県条例第四十九号。附則第二十三項において「条例第四十九号」という。）の規定による改正前の第十四条第</p>	<p>20 未復員者の勤続期間の計算については、なお、従前の例による。ただし、本邦に帰還後引き続いて職員となつた未復員者（第十四条の規定の適用を受け、引き続いて国又は他の地方公共団体の職員となり、引き続き国又は他の地方公共団体の職員として在職した後、引き続いて職員となつた者を含む。）又は附則第十四項の規定の適用の受けた未復員者の未復員者としての勤</p>

	改 正 後	改 正 前
21 恩給法の一部を改正する法律附則第三十条第一項第一号又は第二号に掲げる職員に対する附則第十九項に規定する退職手当は、当該職員の家族で本邦に居住しているものがある場合において、その家族から請求があつたときは、その家族に支給することができる。	一項の規定の適用を受け、引き続いて国又は他の地方公共団体の職員となり、引き続いた未復員者以外の職員又は国又は他き国又は他の地方公共団体の職員として在職した後、引き続いて職員となつた者を含む。）又は附則第十四項の規定の適用を受ける未復員者の未復員者としての勤続期間（未復員者としての勤続期間に引き続いた未復員者以外の職員又は国又は他の地方公共団体の職員としての昭和二十八年八月一日以前における勤続期間を含む。）の計算については、未復員者以外の職員の例による。	統期間（未復員者としての勤続期間に引き続いた未復員者以外の職員又は国又は他の地方公共団体の職員としての昭和二十八年八月一日以前における勤続期間を含む。）の計算については、未復員者以外の職員の例による。
22 第十二条の二第一項から第三項までの規定は、前項に規定する家族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条中「遺族」とあるのは「家族」と、「死亡當時」とあるのは「退職当时」と「主として収入によつて生計を維持していたもの」とあるのは「職員が帰還しているとすれば主としてその収入によつて生計を維持していると認められるもの」と読み替えるものとする。	第二条の二第一項から第三項までの規定は、前項に規定する家族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条中「遺族」とあるのは「家族」と、「死亡當時」とあるのは「退職手当」である場合において、その家族から請求があつたときは、その家族に支給することができる。	第二条の二第一項から第三項までの規定は、前項に規定する家族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条中「遺族」とあるのは「家族」と、「死亡當時」とあるのは「退職手当」と「主として収入によつて生計を維持していたもの」とあるのは「職員が帰還しているとすれば主としてその収入によつて生計を維持していると認められるもの」と読み替えるものとする。
23 附則第十九項の規定は、同項に規定する職員が本邦に帰還後引き続き職員として在職し、若しくは引き続いて職員となつて在職する場合又は第十九条第二項若しくは条例第四十九号の規定による改正前の第十四条第一項の規定の適用を受け引き続いて国又は他の地方公共団体の職員となつて在職する場合においては、恩給法のなつて在職する場合においては、恩給法の	附則第十九項の規定は、同項に規定する職員が本邦に帰還後引き続き職員として在職し、若しくは引き続いて職員となつて在職する場合又は第十四条の規定の適用を受け引き続いて国又は他の地方公共団体の職員となつて在職する場合においては、恩給法の一部を改正する法律附則第三十条第一項第一号又は第二号に掲げる者	附則第十九項の規定は、同項に規定する職員が本邦に帰還後引き続き職員として在職し、若しくは引き続いて職員となつて在職する場合又は第十四条の規定の適用を受け引き続いて国又は他の地方公共団体の職員となつて在職する場合においては、恩給法の一部を改正する法律附則第三十条第一項第一号又は第二号に掲げる者

	改 正 後	改 正 前
一部を改正する法律附則第三十条第一項 第一号又は第二号に掲げる者については、適用がなかつたものとみなし、同項第三号に掲げる者については、適用しないものとする。ただし、附則第十九項の規定により支給された退職手当は返す。ただし、附則第十九項の規定により支給された退職手当は返還することを要しないものとし、当該退職手当の計算の基礎となつた在職期間は、しないものとし、当該退職手当の計算の基礎となつた在職期間は、その者の引き続いた在職期間には、含まないものとする。	30 当分の間、二十年以上三十五年以下の期 間勤続して退職した者（条例第二十九号附 則第五項の規定に該当する者及び傷病又 は死亡によらず、その者の都合により退職 した者（第十二条第一項各号に掲げる者を 含む。次項において同じ。）を除く。）又は 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一 部を改正する条例（昭和五十九年佐賀県条 例第四号）附則第三項の規定に該当する退 職をし、かつ、その勤続期間が二十五年未 満である者（条例第二十九号附則第五項の 規定に該当する者を除く。）に対する退職 手当の基本額は、第三条から第五条の三ま での規定により計算した額にそれぞれ百 分の百四を乗じて得た額とする。 31 略	24 略
30 当分の間、二十年以上三十五年以下の期 間勤続して退職した者（条例第二十九号附 則第五項の規定に該当する者及び傷病又 は死亡によらず、その者の都合により退職 した者を除く。）又は佐賀県職員の退職手 当に関する条例の一部を改正する条例（昭 和五十九年佐賀県条例第四号）附則第三項 の規定に該当する退職をし、かつ、その勤 続期間が二十五年未満である者（条例第二 十九号附則第五項の規定に該当する者を 除く。）に対する退職手当の基本額は、第三 条から第五条の三までの規定により計算 した額にそれぞれ百分の百四を乗じて得た 額とする。 31 略	24 略	30 当分の間、二十年以上三十五年以下の期 間勤続して退職した者（条例第二十九号附 則第五項の規定に該当する者及び傷病又 は死亡によらず、その者の都合により退職 した者を除く。）又は佐賀県職員の退職手 当に関する条例の一部を改正する条例（昭 和五十九年佐賀県条例第四号）附則第三項 の規定に該当する退職をし、かつ、その勤 続期間が二十五年未満である者（条例第二 十九号附則第五項の規定に該当する者を 除く。）に対する退職手当の基本額は、第三 条から第五条の三までの規定により計算 した額にそれぞれ百分の百四を乗じて得た 額とする。 31 略
第八条 知事等の退職手当の支給制限等につ いては、一般職の退職手当条例第四章（第 十一条、第十三条第八項及び第九項、第十 四条第一項第二号並びに第十五条第一項 第二号及び第二項（第十六条第二項及び第 十七条第七項において準用する場合を含 む。）を除く。）の規定を準用する。この場	（退職手当の支給制限等） 第八条 知事等の退職手当の支給制限等につ いては、一般職の退職手当条例第四章（第 十一条、第十三条第八項及び第九項、第十 四条第一項第二号並びに第十五条第一項 第二号及び第二項（第十六条第二項及び第 十七条第七項において準用する場合を含 む。）を除く。）の規定を準用する。この場	（退職手当の支給制限） 第八条 知事等が、次の各号の一に該当する 場合には、退職手当は、支給しない。 一 禁錮以上の刑に処せられた場合 二 懲戒免職又はこれに準ずる処分を受 けた場合

第二条（佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

	改 正 後		改 正 前
		三条、第四条又は第五条の規定により計算した退職手当の額と新条例第二条の四、第三条、第五条から第五条の三まで及び第六条から第六条の四までの規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額	三条、第四条又は第五条の規定により計算した退職手当の額と新条例第二条の三、第三条、第五条から第五条の三まで及び第六条から第六条の四までの規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額
7 略	7 略	7 略	7 略

附則第五項（佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）に係る新旧対照表

	附 則		附 則
	改 正 後		改 正 前
1 略	1 略	2 この条例による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和四十七年十二月一日（以下「適用日」という。）以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。ただし、新条例第七条第四項及び第五項、第八条並びに第十九条第五項及び第六項の規定は、昭和四十八年五月十七日（以下「法施行日」という。）以後の退職による退職手当について適用する。	2 この条例による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和四十七年十二月一日（以下「適用日」という。）以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。ただし、新条例第七条第四項及び第五項並びに第七条の四の規定は、昭和四十八年五月十七日（以下「法施行日」という。）以後の退職による退職手当について適用する。
3 略	3 略	6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第三条第一項及び第五条の二並びに条例第六十二号附則第六項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。	6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第三条第一項（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第三条第一項及び第五条の二並びに条例第六十二号附則第六項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。
7 略	7 略	7 略	7 略

	改 正 後	改 正 前
8 条例第六十二号附則第六項の規定の適用を受ける職員で附則第五項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで、条例第六十二号附則第六項並びにこの条例附則第五項から前項まで又は附則第十六項の規定にかかわらず、その者につき条例第六十二号による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額と新条例及び附則第五項から前項まで又は附則第十六項の規定により計算した退職手当の額とのいずれかより計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。	9 9 13 略	14 附則第九項に規定する者又は附則第十一項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額は、新条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで、条例第六十二号附則第六項並びにこの条例附則第五項から第八項までの規定にかかるわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第六十二号附則第六項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。
一 新条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで、条例第六十二号附則第六項並びにこの条例附則第五項から第八項までの規定により計算した額	15 15 39 略	14 附則第九項に規定する者又は附則第十一項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第二条の三及び第六条の五の規定による退職手当の額は、新条例第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで、条例第六十二号附則第六項から第八項までの規定にかかるわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第六十二号附則第六項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

附則第六項（佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）に係る新旧対照表

	改 正 後	附 則	改 正 前
	(経過措置)		
第二条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第三十項から第三十二項まで、附則第七条の規定による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例（昭和三十七年佐賀県条例第六十二号。以下この条及び次条において「条例第六十二条」という。）附則第六項、附則第八条の規定による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年佐賀県条例第二十九号。以下この条及び次条において「条例第二十九号」という。）附則第五項から第八項まで、佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十九年佐賀県条例第四号。以下この条及び次条において「条例第四号」という。）附則第三項並びに附則第九条の規定による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年佐賀県条例第三十七号。以下この条及び次条において「条例第	第二条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第三十項から第三十二項まで、附則第七条の規定による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例（昭和三十七年佐賀県条例第六十二号。以下この条及び次条において「条例第六十二条」という。）附則第六項、附則第八条の規定による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年佐賀県条例第二十九号。以下この条及び次条において「条例第二十九号」という。）附則第五項から第八項まで、佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十九年佐賀県条例第四号。以下この条及び次条において「条例第四号」という。）附則第三項並びに附則第九条の規定による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年佐賀県条例第三十七号。以下この条及び次条において「条例第		

改 正 後	改 正 前
<p>三十七号」という。)附則第四項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第三十項から第三十二項まで、附則第三十五項及び第三十六項、附則第四条、附則第五条、附則第七条の規定による改正後の条例第六十二号附則第六項、附則第八条の規定による改正後の条例第二十九号附則第五項から第八項まで、条例第四号附則第三項並びに附則第九条の規定による改正後の条例第三十七号附則第四項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>2 職員のうち新条例第七条第五項及び第六項並びに第八条第一項から第三項までの規定により新条例第五条の二第二項第二号から第十九号までの規定に規定する期間が新条例第七条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるもののが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として別に知事が定める額」とする。</p>	<p>三十七号」という。)附則第四項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第三十項から第三十二項まで、附則第三十五項及び第三十六項、附則第四条、附則第五条、附則第七条の規定による改正後の条例第六十二号附則第六項、附則第八条の規定による改正後の条例第二十九号附則第五項から第八項まで、条例第四号附則第三項並びに附則第九条の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>2 職員のうち新条例第七条第五項及び第六項並びに第七条の四第一項から第三項までの規定により新条例第五条の二第二項第二号から第十九号までの規定に規定する期間が新条例第七条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるもののが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として別に知事が定める額」とする。</p>

参考資料

附則第七項（佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）に
係る新旧対照表

	附 則	改 正 後	附 則	改 正 前
	（施行期日）		（施行期日）	
1	この条例は、平成十九年十月一日から施 行する。ただし、第十条第十七項の改正規 定及び附則第三項の規定は、平成二十二年 一月一日から施行する。		1	この条例は、平成十九年十月一日から施 行する。ただし、第十条第十七項の改正規 定及び附則第三項の規定は、平成二十二年 四月一日から施行する。
2・3	略		2・3	略